

意見書

藤本発電所の水利権が本年3月31日をもって失効することとなり、現在熊本県は撤去を前提として2年間延長の更新をすることとし、2月24日にその申請を行われました。申請が行われる前の当漁協に対する説明会の折に、企業局に対し、球磨川漁業協同組合と同様、球磨川に漁業権を持つ当漁協も同意の対象とすべきとの意見を申し上げましたが、その意見に対する回答もないまま、申請の手続きが行われました。このことにより、九州地方整備局はその経過を知らないままに、「藤本発電所（荒瀬ダム）の水利使用について助言を頂く有識者の会」の第1回会議を開催し、熊本県企業局による「関係河川使用者は球磨川漁業協同組合」のみとする申請内容に従って、審議が行われ、関係河川使用者の限定が行われたものと思います。

八代漁業協同組合も、以下の理由により球磨川漁業協同組合と同様、同意の対象者であることを主張いたします。

1) 八代漁業協同組合（以下当漁協という）は、現在組合員414名（内、準組合員211名）よりなる漁協で、昭和32年に八千把漁協、大島漁協、築松漁協、八代漁協、千反漁協、植柳漁協、金剛漁協が合併し、現在に至っています。

昭和35年当時は880名の組合員がおり、冬季にノリ養殖（養殖経営体数：約100名）、春から秋にかけてはクルマエビ漁また周年にわたりアサリ・ハマグリ の採貝により生計を立てていました。

荒瀬ダム建設が計画されたときに、元八代漁協に対してもダム計画の説明があり、その中でダムができて八代海には影響しないという説明を信用し、特に反対はしなかったとのことですが、建設が始まるとすぐに影響が出てきました。すなわちダム建設に利用するセメントアクや濁水によりノリ養殖は大打撃を受け、またその後のノリ養殖業は衰退の一途をたどり、現在ノリ養殖を営む組合員は2経営体のみであります。

組合員はノリ養殖をあきらめ、カキ養殖の試みやクルマエビ・ヒラメ・ガザミの種苗放流等の栽培漁業に活路を見出そうと様々な取り組みを行ってきたものの、漁獲量の減少を止めることはできず、正組合員の数も現在は3分の1以下となっています。

2) 一方、平成3年球磨川河口域において発生したアサリにより、大きな水揚げが10年以上継続しましたが、このアサリ豊漁の原点には大型台風（平成元年・平成3年）の波浪による球磨川河口干潟に堆積した浮泥の消失（浮泥消失と同時にアサリ稚貝の着底が観察された。）と当該漁場への覆砂（平成元年に覆砂を行い、覆砂海域にのみアサリの大量発生が確認された。）の結果であると考えられています。

このことにより、砂の供給と浮泥の堆積が干潟漁場に与えている影響がいかに重大であるかを思い知らされました。当漁協における球磨川河口域の干潟は毎年減少し、覆砂による干潟造成を行わない限り、既にアサリが生育する環境とはほど遠い状況で

す。荒瀬ダムのダム湖に大量の土砂が堆積しているという事実は、本来はどこに行き着くべきものをそこに留めているのかは明白であり、球磨川河口域の干潟への砂の供給にダムが影響していることは否定できない事実であります。

元東海大学教授の宇野木早苗氏の試算をもとに計算すると、荒瀬ダムに堆積する土砂量 1000 万 m³ は、厚さ 50cm の干潟に計算すると 10km² にも匹敵することになるとのことです。また、愛知県の漁業振興研究会が一色干潟について干潟の価値を試算していますが、それによると 10km² の干潟の漁業生産機能は年間 50 億（水揚げ）に及ぶとあります。よって、球磨川河口が失った干潟の価値もそれ相応のものであると考えられます。熊本県が具体的に調査・試算をしていないからという理由をもって、干潟及び漁獲量へ与えた影響を否定する根拠とすることはできません。

3) 水利権の許可、すなわち流水の占用を行おうとする場合、その許可により損失を受けるものがある場合、その損失補償は許可を受けるものがしなければならないことが河川法第 41 条に定められており、この場合の補償の対象は、球磨川漁協などの関係河川使用者に限定されているものではなく、荒瀬ダム建設以来、ダム建設及びその運用により海面漁協も影響を受けてきたことは上に述べた通りであります。最近ではダム建設などに伴う水利権の許可申請に当たっては、海面漁協の同意を得ることは当然になっています。例えば北海道の天塩川に建設予定のサンルダムにおいては、河口から 200km 以上離れたダムであるにも関わらず、河口の海面漁協と補償交渉を行い、同意を得ているとのこと。この一例でもわかる通り、川と海の密接な関係は科学的にも明らかになり、ダムが海に与える影響は否定できない訳です。

水利権の許可を申請する場合同意が必要な対象者として、河川法は関係河川使用者に限定しており、同法第 38 条において、関係河川使用者を「第 23 条から第 29 条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に権利を有する者」と定めています。政令第 21 条には「河川に権利を有する者」は「漁業権者及び入漁権者」であると規定されています。すなわち、河川に漁業権を所有する球磨川漁協は当然のことながら、球磨川の河口部よりおよそ 2km 上流の範囲に漁業権（共同漁業権、アオノリ養殖区画漁業権：別紙資料参照）を有し、その海域においてアオノリ養殖漁業、雑魚刺し網等を行って行っています。またアオノリ養殖漁業においては毎年、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所に河川使用の届出書を提出しているところです。

4) 2 月 28 日に開催された「藤本発電所（荒瀬ダム）の水利使用について助言を頂く有識者の会」の第 1 回会議において、企業局より出された説明資料の「関係河川使用者の同意、損失の考え方について」に球磨川漁業協同組合を関係河川使用者とする理由に、「荒瀬ダム調整池上流端より藤本発電所放水路までの間に球磨川漁業協同組合に内共第 6 号により第 5 種の漁業権が設定されている」ことをもってして、球磨川漁業協同組合が同意の対象者となる根拠としています。しかし、河川法及び関連法規に、漁業権の設定の区間に漁業権を有するか否かと同意の対象者の関係に関する条文

はないものと認識しています。過去のダム建設や水利使用に関する申請にあっても、調整池上端より放水路までの区間に漁業権が設定されているか否かが同意対象者の判断理由とされていないことは、上記サンルダム建設において河口の漁協を同意の対象者とした事例等が示す通りです。

また、第1回の有識者の会議においても、「有識者から『ダムが干潟や海への土砂供給に影響を与えることを考えると、球磨川漁協だけでなく海面の漁協も意見聴取の対象に入るのではないか』などの指摘があった。」(3月1日毎日新聞)、「『下流域や生態系を含めた広域的なダムの影響は考慮しないでもいいのか』などと指摘。利害関係者を地元漁協に限定したことへの疑問も出た。」(3月1日熊本新聞)との報道ありますが、当漁協が内水面の漁業権を所有するとの認識や荒瀬ダム建設後の当漁協の損失に関する正しい報告があれば、審議の内容・結論はまた違ったものになっていたと考えます。

このような河川域使用の実態のある当漁協の同意は水利権の許可を申請する場合法的にも、最近の補償の事例に沿っても必要であると考えており、また、このような状況にもかかわらず、本漁協の同意を得ず今回の許可申請を行われた事に対し、理解することが出来ません。

以上、今回の熊本県からの申請に当たって、八代漁協の同意は必要ないとの見解について詳細なご説明を頂きますとともに、「藤本発電所(荒瀬ダム)の水利使用について助言を頂く有識者の会」に対しても本意見書を提示の上、再度の審議を求めます。

平成22年3月5日

国土交通省九州地方整備局

局長 岡 本 博 様

熊本県八代市新開町3-84

八代漁業協同組合

代表理事組合長 杉 田 金 義